

事業者の皆様が設備投資をした時に、
税の減額や免除を受けられることを
ご存知ですか？

無料

出張相談窓口 in 名護

開設します！

税理士も一緒に

相談に応じます！

設備投資をした場合に活用できる**税の優遇制度**

沖縄県には沖縄振興特別措置法に規定された税の優遇制度があり、建物や機械・装置などを購入した場合に**税が減額や免除**になる場合があります。また、この制度の中には**名護市のみが対象**となっている制度もあります（経済金融活性化特別地区）。

※特定の要件を満たし、県知事の事業認定を受けた場合には、**設備投資をしなくても税の優遇制度が受けられる**場合があります。（経済金融活性化特別地区・情報通信産業特別地区、法人設立から**10年間**、**最大40%**の**所得控除**）



対象産業・事業は？

- ①金融関連産業 ②情報通信関連産業 ③観光関連産業 ④農業 ⑤水産養殖業 ⑥製造業 ⑦自然科学研究所 ⑧法律事務所、特許事務所 ⑨公認会計士事務所、税理士事務所 ⑩経営コンサルタント業 など

開設日：**平成30年9月28日(金)**

10月26日(金)、11月30日(金)

開設時間：**13:00～16:00**

場所：名護市産業支援センター
3階 301号室
(名護市大中1丁目19-24)

どのような場合に該当するのかなど、様々な疑問にお答えしていきますので、是非この機会をご利用ください！！

なお、当日は込み合うことも予想されますので、事前のご予約をお勧め致します。

【窓口・お問い合わせ】

公益財団法人沖縄県産業振興公社

「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」

TEL：098-894-6377

HP：<https://www.zei-tokku.okinawa/>

【ご予約先】

名護市商工観光局

経済金融活性化特区推進室

TEL：**0980-53-7530**